

令和二年十二月射水市議会定例会

市長提案理由説明要旨

令和二年十二月射水市議会定例会の開会に当たり、提出いたしました案件の説明に先立ちまして、一言申し上げます。

はじめに

去る十一月一日に、射水市が誕生してから十五年の節目を迎えました。

私は、平成二十一年十一月の市長就任以降、直面する市政の様々な課題の解決に向け、市民の皆様との合意形成を図りながら、一体感の醸成や市民の幸せの実現、射水市の発展のため、全力で取り組んでまいりました。

とりわけ、「子育てするなら射水市」、「子育てや学びがもっと楽しくなるまち 射水」として、将来を担う子どもたちの健やかな成長につながる子育て支援策や、新庁舎、学校施設、コミュニティセンターの整備など、安全で安心なまちづくりの実現に向けて、着実にその歩みを進めてきたところであります。

また、昨年度からの継続事業として取り組んでまいりました斎場新築工事が、来月に竣工を迎えることとなります。今定例会におきましては、射水市斎場条例の改正に係る議案を提出し、令和三年四月一日から施設の供用を開始する予定としております。

今年度からは、「第二次総合計画後期実施計画」、「第一期まち・ひと・しごと創生総合戦略」、「都市計画マスタープラン」などといった本市の今後のまちづくり・ひとづくりに関わる重要な計画がスタートしたところであり、健全財政を堅持しつつ、これらの計画の推進に努めるとともに、今後は、少子高齢化に伴う人口減少の克服と地域の活性化といった地方創生への取組を更に加速させてまいりたいと考えております。

一方で、本年は、世界各国において新型コロナウイルス感染症がまん延する中、日本全国においても感染症が拡大し、四月には政府による緊急事態宣言が発令されました。市民の皆様には、不要不急の外出や往來の自粛等にご協力いただいたほか、小中学校・幼稚園の臨時休業や公共施設の臨時休館、各種イベントの中止など、市民生活や地域経済に多くの影響が及びました。

現在、新型コロナウイルス感染症の感染が再拡大しており、収束を見通すことができない状況ではありますが、かつて直面したことがないこの難局を市民の皆様と乗り越えていくため、引き続き、市民生活を守り、地域経済を回復させる取組を実施してまいります。

一 最近の経済情勢について

次に、最近の経済情勢について申し上げます。

内閣府が発表した十一月の月例経済報告によりますと、景気は新型コロナウイルス感染症の影響により、依然として厳しい状況にあるが、持ち直しの動きが見られるとしており、先行きにつきましては、感染拡大の防止策を講じつつ、社会経済活動のレベルを引き上げていくなかで、各種政策の効果や海外経済の改善もあって、持ち直しの動きが続くことが期待されるとしております。

しかしながら、感染症が内外経済を下振れさせるリスクに十分注意することや金融資本市場の変動等の影響を注視する必要があるとしております。

こうした中、国におきましては、新型コロナウイルスの感染対策と経済活動を両立し、雇用の確保、事業の継続を通じて国民生活を守り抜き、その上で、感染症対策の実施を通じて明らかになった行政分野でのデジタル化の推進等の新たな目標について、規制改革など集中的な改革、必要な投資を行い、再び力強い経済成長を実現することとしており、「経済財政運営と改革の基本方針二〇二〇」等に基づき、新たに設置した成長戦略会議において、改革を

具体化するとしております。

本市におきましては、今年度からシステム入力作業等を自動化するRPAの本格運用を開始しており、行政のデジタル化に向けた取組を積極的に展開しているところであります。

また、行政手続における押印につきましては、今年度において集中的な見直しに取り組むこととしており、法令や条例の改正を伴うものや真に必要な場合を除き、年内に見直しが完了するよう取組を進めております。

さらには、各種届出や手続の電子申請の対象範囲を拡大し、利便性の向上にも取り組むこととしており、引き続き、国の動向等を注視しながら適切に対応してまいりたいと考えております。

二 地方創生について

次に、地方創生について申し上げます。

広域的な地方創生の取組につきましては、現在、令和三年度からスタートする「第二期と

やま呉西圏域都市圏ビジョン」の策定作業を進めており、今定例会において、連携協約の変更に関する議案を提出しております。

本市といたしましては、効果が期待される事業について、引き続き六市で連携を図りながら、圏域全体の経済成長や住民サービスの向上を目指してまいります。

また、官民連携による地方創生の推進として、去る十月十九日に、本市有磯に工場を構える株式会社大塚製薬工場、並びにそのグループ会社である大塚製薬株式会社との間において、それぞれ包括的連携に関する協定を締結いたしました。

本協定の締結により、相互の連携及び協力を深めながら、双方の資源を有効に活用した協働による活動を推進し、より一層の市民の健康的な生活の実現やスポーツ振興による地域活性化を目指すこととしております。

三 新年度予算編成方針について

次に、新年度予算編成方針について申し上げます。

本市の新年度の財政見通しにつきましては、歳入では、新型コロナウイルス感染症の影響等により、市民税において給与所得の減や企業業績の悪化などによる大幅な減収が見込まれるほか、固定資産税についても、三年に一度の評価替えにより減収が見込まれることから、市税全体では今年度当初予算と比較し、大幅な減収になるものと予測しております。

また、これまで合併団体に對し財政的な優遇措置として認められてきた普通交付税の合併算定替が終了し、一本算定に完全移行することや、本市のまちづくりにより有利な市債として活用してまいりました合併特例事業債の発行が今年度で終了するなど、財源の確保につきましては、かつてないほど困難な状況にあると捉えております。

一方で、歳出につきましては、クリーンピア射水の基幹的設備改良工事や学校施設の長寿命化改良工事等といった投資的経費に加え、高齢化の進行等に伴う社会保障関係経費の増嵩や、新型コロナウイルス感染症対策に関する新たな行政ニーズも見込まれることから、今年度を上回る財源不足が生じるものと考えております。

このような厳しい財政状況を踏まえ、予算編成に当たりましては、真に必要な施策に予算が重点配分されるよう厳格な優先順位付けを行い、引き続き、歳入歳出両面から不断の見直

しに取り組むとともに、予算要求の基準として、政策的経費につきましては、一般財源ベースで今年度当初予算比マイナス十パーセントとする厳しい基準を設けたところであります。

また、予算の特別枠として「新しい日常 創出特別枠」を設け、国が掲げる行政手続きのオンライン化など「新しい未来」に向けた環境づくりと歩調を合わせ、喫緊の課題である新型コロナウイルス感染症拡大防止対策と地域経済の回復との両立を図り「新たな日常」の構築を目指してまいります。

四 新型コロナウイルス感染症対策に係る各種施策について

次に、新型コロナウイルス感染症対策に係る本市の各種施策について申し上げます。

新型コロナウイルス感染症につきましては、大都市を中心に各地で感染が再び拡大しており、冬に向けて、新型コロナウイルス感染症と季節性インフルエンザが同時に流行することも懸念されております。

本市といたしましては、引き続き、国の「新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金」などを活用し、感染防止対策と社会経済活動との両立を図り、市民生活や地域経済を支えるための各種施策を実施してまいります。

感染防止対策につきましては、小中学校、保育園や幼稚園、コミュニティセンター、文化・体育施設など、市の公共施設における手洗い給水栓の自動化に取り組むほか、農作業の省力化に資する、農業共同利用施設の設備購入に対する助成や、換気機能と冷暖房機能を十分に確保するため、「道の駅新湊」の空調設備の更新などに取り組んでまいります。

また、人との接触機会の低減を図るため、市の相談業務等における「事前予約受付システム」を構築し、来年二月からの所得税・住民税の申告相談会などで活用できるよう取り組むほか、新たに、「文化・体育施設予約管理システム」を導入し、パソコンやスマートフォンからリアルタイムに空き状況の確認や予約を可能とするなど、利用者のニーズや新しい日常に対応した環境の充実を図ってまいります。

このほか、市民病院につきましては、現在、入院患者との面会を制限していることから、

遠隔による面会可能な環境を整備するなど、入院患者やご家族などの精神的な負担の軽減に努めてまいります。

市民生活の支援につきましては、去る七月臨時会にて議決いただきました、新生児を対象に一人当たり五万円を給付する「射水市新生児育児支援給付金支給事業」について、その給付額を一人当たり十万円に増額し、新型コロナウイルス感染症の再拡大や季節性インフルエンザとの同時流行が懸念される中においても、感染リスクに伴う精神的・経済的な負担の軽減を図り、安心して子育てをすることができるよう更なる支援に取り組んでまいります。

また、新型コロナウイルス感染症における重症者の増加を抑制するため、六十五歳以上の高齢者や六十歳以上の基礎疾患を有する方に対し、PCR検査費用の助成を実施してまいります。

地域経済への支援につきましては、感染症の影響により、タクシーの稼働が大きく減少していることから、市内タクシー事業者の事業継続を支援する取組として、県と歩調を合わせ、保有する車両一台当たり五万円の助成を行うほか、各種イベントの中止等により需要が低迷

している市内フラワーショップを支援するため、公共施設などに花きを飾る「射水市インドア花いっぱい事業」を実施してまいります。

利用者の減少に伴い収支が悪化している各公共施設の指定管理者への対応につきましては、新たに支援金制度を創設し、指定管理者の経営安定を通じ、より良い施設運営につなげてまいります。

また、国の「Go Toキャンペーン事業」と連携した、本市への観光客誘客事業「Welcome To Imizu事業」において、今後、更なる利用が見込まれることから、事業費の追加を行うほか、クロスベイ新湊にスポーツタイプの自転車等を配備する取組に助成を行い、現在、レンタサイクル事業を実施している海王丸パーク内のいみず観光情報館や川の駅新湊などとの一体的な貸出を可能とし、観光客の更なる利便性の向上に努めてまいります。

このほか、水産物の地産地消を推進するため、「新湊漁業協同組合地方卸売市場」の一部を、一般消費者向けの販売スペースとして活用する整備費等への助成を行い、新湊漁港に水揚げ

される富山湾の多様な水産物を、いち早く市民の皆様提供できる体制への支援にも取り組んでまいります。

五 市政の取組状況について

次に、最近の市政の取組状況について申し上げます。

学校教育の充実につきましては、市内中学校三年生の修学旅行が中止とされたことに代わる体験学習として、本市出身の立川志の輔師匠による「中学三年生応援特別公演会」を先月十二日に開催したところであります。参加した生徒にとりましては、落語やパフォーマンスを通して、ふるさとの良さや人との出会いに感謝すること、将来の夢を見つけることの大切さなどを学ぶ、大変貴重な機会になったものと考えております。

スポーツ・レクリエーションの推進につきましては、先月一日に、「第十一回スポーツひのまるキッズ北信越小学生柔道大会」が開催されました。感染症拡大防止のため、今年度は六年生に限られた大会となりましたが、改めて、親子の絆が深まる素晴らしい機会となりました。

た。

引き続き、市民の皆様が、それぞれの体力や年齢、技術に応じて、いつでも、どこでも、誰とでも、スポーツに取り組むことができるよう、各種スポーツ団体等と連携し、スポーツ・レクリエーション活動の推進に努めてまいります。

健康づくりの推進につきましては、食育基本法に基づき、市民が食育に関心をもち、健全な食生活を実践できるよう、「第三次射水市食育推進計画」の策定に取り組んでおります。

現在、市民アンケートの調査結果や統計情報等の分析を行っており、これまでの成果と食をめぐる状況や諸課題を踏まえ、引き続き、関係各課と連携しながら、より効果的な対策について検討してまいります。

高齢社会対策の推進につきましては、「射水市高齢者保健福祉計画・第八期介護保険事業計画」の策定に取り組んでおります。高齢者の方々が住み慣れた地域で、誰もが役割を持ち支え合いながら、いつまでも安心して暮らし続けることができるよう、これまで取り組んできた「地域包括ケアシステム」の更なる深化・推進を目指してまいります。

地域福祉の推進につきましては、「第二次射水市地域福祉計画」の策定に取り組んでおります。地域の生活課題の解決に向けた施策や体制整備などを推進し、誰もが役割と生きがいを持ちながら、家庭や地域の中で安心した生活を送ることができるよう地域共生社会の実現を目指し、引き続き、策定作業を進めてまいります。

障がい者福祉の充実につきましては、「第六期射水市障害福祉計画・第二期射水市障がい児福祉計画」の策定に取り組んでおります。障がい者や障がい児の社会参加の機会を確保し、住み慣れた地域で自らが望む生活を継続できるよう、支援体制の充実・強化を目指してまいります。

市民病院における質の高い医療の提供につきましては、感染防止対策に係る新たな動線を確保するため、現在、病院出入口改修工事に取り組んでおり、季節性インフルエンザの流行にも備えた感染症対策を万全なものとし、市民の皆様が安全・安心に来院できる環境の充実に努めてまいります。

商工業の振興につきましては、感染症の影響を踏まえた経済対策として、これまで、県の

緊急融資に係る信用保証料の全額助成をはじめ、テイクアウト・宅配クーポン「いみずうまいもん券」第一弾の発行や「テイクアウト・宅配導入支援事業」の実施、中小企業等の経営継続を支援するための各種支援金の給付に取り組んでまいりました。

十月からは、市内中小企業等における新しい事業展開などを支援する「中小企業等事業向上補助金」の申請受付を開始したほか、十一月には、店内飲食まで利用対象を拡大した「いみずうまいもん券」第二弾の発行に加え、先の臨時会にて議決をいただきました「キャッシュレス決済 ポイント還元・消費喚起事業」について、事業者の公募を開始したところであります。

引き続き、多くの皆様にご活用いただけるよう、しっかりと事業周知に努めてまいります。

また、本市の宿泊施設立地促進助成金の第一号である「スーパーホテル富山・射水」が、今月十八日に、本市の陸の玄関口でもあります小杉駅前にオープンいたします。宿泊施設の誘致は、本市の重要課題の一つとして取り組んできたところであり、滞在型観光の推進や地域の活性化に向けた起爆剤になるものと大いに期待しているところであります。

このほか、先月十六日から今月十一日までの二十六日間、とやま呉西圏域連携事業として、

日本最大級の異業種交流会「メッセナゴヤ二〇二〇オンライン」に、圏域内の十四社が出席をしております。

本年は、オンライン形式での開催となりましたが、全国の事業者がサイト上に一堂に集い、AIマッチングやオンライン商談システムを活用した商談機会が数多く創出されるなど、新たなビジネスの在り方の一つとして大きな成果を挙げているものと考えております。

公共交通網の整備につきましては、効率的で利便性が高く持続可能な公共交通網の構築に向け、コミュニティバス等の再編業務を進めております。先月十九日に開催の「射水市地域公共交通活性化協議会」において、路線やダイヤ等の具体的な再編内容の協議を行い、今定例会に「射水市コミュニティバス等再編プラン」の素案を提出しております。

引き続き、関係者の皆様との協議や地域への説明等を踏まえ、来年三月の再編プラン策定に向け作業を進めてまいります。

住宅環境の充実につきましては、住まいの安全性・快適性の向上を図り、豊かな住生活の実現に向けた住宅施策を推進するため、新たに「射水市住生活基本計画」の策定に取り組んでおり、今定例会に計画の素案を提出しております。

引き続き、市民の皆様や策定委員会のご意見を踏まえ、来年三月の計画策定に向け作業を進めてまいります。

生活環境の充実につきましては、「小杉駅周辺地区まちづくり基本構想」の策定に向け、市内高等教育機関を対象としたアンケート調査や地区住民とのワークショップ等の結果及びこれまでの策定協議会での議論を踏まえ、今定例会にまちづくりの基本方針（案）を提出しております。

引き続き、本市のエントランスエリアとしての賑わい創出や地域活性化を目指し、まちづくりの方向性等について協議を進めてまいります。

防災・減災対策の推進につきましては、近年、自然災害が激甚化・頻発化している状況を踏まえ、国土強靱化基本法に基づき、本市の国土強靱化に係る施策を総合的かつ計画的に推進するため、「射水市国土強靱化地域計画」の策定を進めているところであります。

引き続き、災害対応に万全を期すとともに、災害に強いまちづくりを推進してまいります。

雪対策の推進につきましては、除雪機械の適正配備を図るとともに、迅速かつ丁寧な除排

雪を行うため、今月一日から「道路除雪対策本部」を設置いたしました。

新潟地方気象台が先月下旬に発表した三か月予報では、今冬は気温、降雪量ともに、ほぼ平年並みの見込みとされておりますが、安全で快適な市民生活を確保するため、除雪体制の強化に努めてまいります。

市民の皆様には、改めて除排雪へのご理解と地域でのご協力をお願い申し上げます。

健全な行財政運営の推進につきましては、今定例会において、本市が管理する公共施設の再編や長寿命化に向けた具体的な取組等を取りまとめた「射水市公共施設個別施設計画」の素案を提出しております。今後、市民の皆様のご意見等を踏まえ、来年三月の計画策定に向け取り組んでまいります。

庁舎跡地の活用事業につきましては、旧下庁舎跡地に係る公募型プロポーザルを実施したところ、地域住民の利便性向上を図るため、下村郵便局の新築・移転を提案されました「日本郵便株式会社 北陸支社」を優先交渉事業者と決定いたしました。今後は、土地賃貸借契約の締結に向けて同事業者と協議を重ねてまいります。

六 提出案件について

次に、提出いたしました案件の概要について申し上げます。まず、一般会計補正予算について申し上げます。

今回の補正は、新型コロナウイルス感染症対策に係る本市の各種施策に要する経費等について追加するものであります。

補正額としましては、三億三千万円を増額し、予算総額を五百五十二億四千六百二十一万一千円とするものであります。

特別会計につきましては、全会計において、総額で八千二百三十五万六千円を減額し、予算総額を三百四十七億五千六百四万六千円とするものであります。

債務負担行為の設定につきましては、一般会計において「斎場長期包括運営業務委託」など二十四件を、特別会計につきましては、水道事業会計及び病院事業会計において六件を提出しております。

次に、予算以外の議案について申し上げます。

条例議案としましては、「射水市情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例の制定について」など六件を提出しております。

条例以外の議案としましては、「射水市七美コミュニティセンター新築（建築主体）工事請負契約について」のほか、公の施設における「指定管理者の指定について」など十二件を提出しております。

同意案件につきましては、「射水市農業委員会委員の過半数を認定農業者等又は認定農業者等に準ずる者とする事について」のほか、来る十二月十七日をもって任期満了となる、農業委員会委員二十五名の任命について同意を求めるものであります。

それでは、農業委員会委員二十五名の任命について、同意番号及び氏名のみを申し上げます。

同意第三号では、明石 茂 氏を、同意第四号では、浅井 満 氏を、
同意第五号では、有沢 敏博 氏を、同意第六号では、稲垣 潔 氏を、
同意第七号では、小川 博行 氏を、同意第八号では、金 賢志 氏を、
同意第九号では、栗山 信治 氏を、同意第十号では、白山 一男 氏を、
同意第十一号では、城石 美枝子 氏を、同意第十二号では、進藤 久司 氏を、
同意第十三号では、末永 久義 氏を、同意第十四号では、炭谷 一三 氏を、
同意第十五号では、帯刀 眞理子 氏を、同意第十六号では、高口 宗範 氏を、
同意第十七号では、高橋 吉博 氏を、同意第十八号では、竹内 正治 氏を、
同意第十九号では、土合 正夫 氏を、同意第二十号では、永森 薫 氏を、
同意第二十一号では、林 康弘 氏を、同意第二十二号では、樋上 豊 氏を、
同意第二十三号では、堀 正 氏を、同意第二十四号では、前田 進 氏を、
同意第二十五号では、松山 宗則 氏を、同意第二十六号では、森 敏朗 氏を、
同意第二十七号では、山崎 善夫 氏をお願いするものです。

以上が、本日提案いたしました案件の概要であります。
何とぞ、慎重審議の上、議決賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。